

第 1 2 回
館林市・板倉町合併協議会
会議資料

日時：平成 3 0 年 5 月 1 8 日（金）午後 2 時

場所：板倉町中央公民館大ホール

報告第18号

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる
変更協議書について

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について、
別紙のとおり報告する。

平成30年5月18日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書

館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）は、館林市・板倉町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第1項に規定する事項において、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書第3の協議を一部変更することについて、下記により協議し書面で取り交わす。

記

1 変更内容

規約第12条第1項に規定する職員について、次のとおり変更する。

変更前

市町名	職名	氏名	備考
館林市	課長	林 成 明	事務局次長
	主幹	木 村 和 好	係長

変更後

市町名	職名	氏名	備考
館林市	課長	木 村 和 好	事務局次長
	—	—	係長


2 変更協議の発効

この変更協議は、次の日から発効する。

発効日	平成30年4月1日
-----	-----------

この変更協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

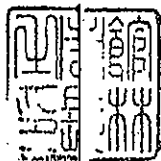
平成30年4月2日

館林市長 須藤 和 臣 

板倉町長 栗 原 

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書

館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）は、館林市・板倉町合併協議会規約（以下「規約」という。）第7条第1項第5号に規定する事項において、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書第2の協議を一部変更することについて、下記により協議し書面で取り交わす。



記

1 変更内容

規約第7条第1項第5号に規定する委員について、次のとおり変更する。

変更前

板倉町	増田文和	板倉町行政区長会会長
-----	------	------------

変更後

板倉町	青木文雄	板倉町行政区長会会長
-----	------	------------

2 変更協議の発効

この変更協議は、次の日から発効する。

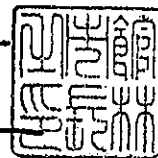
発効日	平成30年4月5日
-----	-----------

この変更協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月5日

館林市長

須藤和臣



板倉町長

栗原



館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書

館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）は、館林市・板倉町合併協議会規約（以下「規約」という。）第7条第1項第5号に規定する事項において、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書第2の協議を一部変更することについて、下記により協議し書面で取り交わす。

記

1 変更内容

規約第7条第1項第5号に規定する委員について、次のとおり変更する。

変更前

館林市	山崎紀夫	館林市区長協議会会長
-----	------	------------

変更後

館林市	野村和利	館林市区長協議会会長
-----	------	------------

2 変更協議の発効

この変更協議は、次の日から発効する。

発効日	平成30年4月25日
-----	------------

この変更協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月25日

館林市長

須藤和臣



板倉町長

栗泉



報告第19号

平成30年度館林市・板倉町合併協議会予算の専決処分について

館林市・板倉町合併協議会財務規程第4条により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

平成30年5月18日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

専決第 3 号

平成 3 0 年度館林市・板倉町合併協議会予算に関する専決処分書

平成 3 0 年度館林市・板倉町合併協議会予算について、館林市・板倉町合併協議会財務規程第 4 条の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須 藤 和 臣

平成30年度
館林市・板倉町合併協議会
予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入 (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	12,887	11,805	1,082
2 諸収入	1	1	0
3 県補助金	400	2,000	△ 1,600
4 繰越金	1	1	0
歳 入 合 計	13,289	13,807	△ 518

歳出 (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				県補助金	その他	
1 運営費	3,639	4,157	△ 518			3,639
2 事業費	9,150	9,150	0	400		8,750
3 予備費	500	500	0			500
歳 出 合 計	13,289	13,807	△ 518	400	0	12,889

2 歳入

1 負担金

1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	12,887	11,805	1,082	1 市町負担金	12,887	館林市【均等割50%+世帯割※】 8,400 板倉町【均等割50%+世帯割※】 4,487 ※協議会だよりのみ世帯割(協議会持出分を世帯割) <館林市>30,205世帯【84.9%】 <板倉町> 5,355世帯【15.1%】※H27国勢調査速報値
計	12,887	11,805	1,082			

2 諸収入

1 諸収入

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1	1	0	1 諸収入	1	預金利息等 1
計	1	1	0			

3 県補助金

1 県補助金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	400	2,000	△ 1,600	1 県補助金	400	群馬県市町村合併協議会支援補助金 400
計	400	2,000	△ 1,600			

4 繰越金

1 繰越金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	1	0	1 繰越金	1	繰越金 1
計	1	1	0			

3 歳出

1 運営費

1 会議費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 会議費	2,526	2,526	0	0	2,526	1 報酬	830	委員報酬 委員旅費 消耗品費 食糧費 会議録作成業務委託料 会場使用料
						9 旅費	188	
						11 需用費	365	
						13 委託料	843	
						14 使用料及び 賃借料	300	
計	2,526	2,526	0	0	2,526			

1 運営費

2 事務費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 事務費	1,113	1,631	△ 518	0	1,113	9 旅費	188	職員旅費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 通信運搬費 機器備品等賃借料
						11 需用費	450	
						12 役務費	175	
						14 使用料及び 賃借料	300	
計	1,113	1,631	△ 518	0	1,113			

2 事業費

1 事業推進費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 事業推進費	9,150	9,150	0	400 県支出金 400	8,750	11 需用費	8,400	消耗品費 300 協議会だより印刷製本費 6,000 新市基本計画印刷製本費 2,100
						13 委託料	750	ホームページ運営業務委託料 750
計	9,150	9,150	0	400	8,750			

3 予備費

1 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 予備費	500	500	0	0	500		500	
計	500	500	0	0	500			

議案第43号

平成30年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について

平成30年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案する。

平成30年5月18日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

平成30年度 館林市・板倉町合併協議会 事業計画

期 日	合併協議会	幹事会(職員)	専門部会(職員)	事務局			
				新市基本計画	その他		
平成30年度	4月	合併協定項目の審議・決定 (随時開催)	議案整理 協議会運営の総合調整 (随時開催)	現況調書及び調整案の作成 (随時開催)	幹事会審議 協議会審議(素案決定)	協議会庶務 合併協議会だよりの作成・発行 HPによる情報発信(意見聴取及び回答) 出前講座の開催(随時受付)	
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	1月						合併協定項目の審議決定に基づく計画素案の修正
	2月						
	3月						

■その他

住民説明会は、税や福祉など住民生活に影響がある合併協定項目が審議・決定となり、住民からの疑問点にお答えできる適切な時期に開催します。

合併に伴う財政への影響額（見込）

【歳入】

単位：千円

項目	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
地方税	0	0	0	0	7,000	7,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
普通交付税	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000	68,000	7,000	-52,000	-111,000	-170,000	-200,000
分担金・負担金	-3,000	-3,000	-3,000	-3,000	-3,000	-3,000	-3,000	-3,000	-3,000	-3,000	-3,000	-3,000
国庫支出金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
歳入合計	145,000	145,000	145,000	145,000	152,000	152,000	205,000	144,000	85,000	26,000	-33,000	-63,000

【歳出】

単位：千円

項目	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
人件費	-113,000	-138,000	-197,000	-236,000	-288,000	-313,000	-313,000	-313,000	-313,000	-313,000	-313,000	-313,000
扶助費	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000
物件費	-130,000	-130,000	-130,000	-130,000	-130,000	-130,000	-130,000	-130,000	-130,000	-130,000	-130,000	-130,000
投資的経費	0	0	0	0	0	0	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000
歳出合計	-160,000	-185,000	-244,000	-283,000	-335,000	-360,000	-277,000	-277,000	-277,000	-277,000	-277,000	-277,000

【影響額】

単位：千円

項目	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
削減効果等	305,000	330,000	389,000	428,000	487,000	512,000	482,000	421,000	362,000	303,000	244,000	214,000

【項目の説明等】

歳入	地方税	法人市町民税（均等割）の不均一課税（3年間）が終了し、平成35年度から約700万円の増加が見込まれます。また、これに加えて都市計画税の不均一課税（5年間）が終了し、平成37年度から約8,300万円の増加が見込まれます。
	普通交付税	県が担当（負担）していた板倉町の生活保護と児童扶養手当が市の直接業務となることに伴い、合併時以降約9,800万円の増加が見込まれます。ただし、平成37年度より5年間の据置期間が終了し、段階的な縮減に伴って交付額は徐々に減少することになり、実質的な普通交付税の額は最終的に約2億円減少することが見込まれます。
	分担金・負担金	第3子以降の保育料無料化について、市の基本的に年齢条件なし（町は3歳児未満限定）に統合し無料の対象者が増加するため、負担金約300万円の減少が見込まれます。
	国庫支出金	県が担当（負担）していた板倉町の生活保護や児童扶養手当などが市の直接業務になることに伴い、約5,000万円の増加が見込まれます。
歳出	人件費	町の特別職が失職、町の行政委員等が減少することに伴い、合併時に約1億1,300万円の減少が見込まれます。また、合併からの6年間退職者の補充を抑制し、累計38名の職員削減に取り組むものとし、平成36年度以降、約3億1,300万円の減少が見込まれます。（町の議員については在任特例と定数特例（4人）を適用するものとして試算しています。）
	扶助費	県が担当（負担）していた板倉町の生活保護や児童扶養手当などが市の直接業務になるため約9,200万円の増加が見込まれますが、事務事業の調整方針に基づき、町の敬老祝金（毎年から指定年齢へ）や特定疾患見舞金（毎年から1回限り）の変更に伴う約900万円の減少が見込まれるため、全体として約8,300万円の増加が見込まれます。
	物件費	電算システムの統合、臨時職員の削減、管理部門の重複経費削減により、約1億3,000万円の減少が見込まれます。
	投資的経費	不均一課税後に徴収する都市計画税について、都市計画事業に充当することになるため、平成37年度以降、約8,300万円の増加が見込まれます。
削減効果等	歳入と歳出の影響を見込んだ結果、合併年度に3億500万円の削減効果は平成36年度をピークに5億1,200万円となりますが、その後は徐々に減少することになり、削減効果が安定化する平成42年度以降は2億1,400万円と見込まれます。	

住民サービスの調整（市と町の高い方に統一）に必要な経費

単位：千円

部門別	項目別	調整内容	必要経費の比較等				増加額計
			館林市		板倉町		
教育関係	学校給食費の無料化	町のみ給食費を無料化しており、新市で統一するには、市の経費が増加します。	合併前	0	合併前	56,360	303,360
			統一後	303,360	統一後	56,360	
			増加額	303,360	増加額	0	
教育関係	英語検定料の補助	町のみ高校生以下の検定料を半額補助しており、新市で統一するには、市の経費が増加します。	合併前	0	合併前	260	1,460
			統一後	1,460	統一後	260	
			増加額	1,460	増加額	0	
福祉関係	子育て支援金	町のみ出生時と小学校入学時にそれぞれ第1子に3万円、第2子に4万円、第3子以降に6万円を支援しており、新市で統一するには、市の経費が増加します。	合併前	0	合併前	7,950	44,000
			統一後	44,000	統一後	7,950	
			増加額	44,000	増加額	0	
	0歳児紙おむつ購入補助	町のみ0歳児に2万4千円を補助しており、新市で統一するには、市の経費が増加します。	合併前	0	合併前	2,160	12,290
			統一後	12,290	統一後	2,160	
			増加額	12,290	増加額	0	
	チャイルドシート購入補助	町のみ1歳児未満に1回限り上限1万円を補助しており、新市で統一するには、市の経費が増加します。（市は平成24年度に廃止しています。）	合併前	0	合併前	350	2,940
			統一後	2,940	統一後	350	
			増加額	2,940	増加額	0	
	高校生の入院医療費補助	町のみ高校生が入院した場合の医療費を補助しており、新市で統一するには、市の経費が増加します。	合併前	0	合併前	720	3,940
			統一後	3,940	統一後	720	
			増加額	3,940	増加額	0	
	各種検診事業	市と町で実施している各種検診について、実施内容は高い水準、自己負担は低い水準に統一するには、市も町も経費が増加します。	合併前	78,441	合併前	22,521	13,789
			統一後	90,207	統一後	24,544	
			増加額	11,766	増加額	2,023	
	介護慰労金	市9万円、町12万円の介護慰労金を新市で高い額に統一するには、市の経費が増加します。	合併前	9,900	合併前	4,200	3,300
			統一後	13,200	統一後	4,200	
			増加額	3,300	増加額	0	
行政関係	行政区運営 (区長・副区長の手当)	区長・副区長に対して市は委託料、町は報償を支給していますが、算出基準が異なるため、新市で統一するには、市の経費が増加します。（市と町では区へ依頼している事務が異なります。）	合併前	46,540	合併前	8,250	4,552
			統一後	51,092	統一後	8,250	
			増加額	4,552	増加額	0	
行政関係	行政区助成	行政区に対して市は交付金、町は補助金を交付していますが、算出基準が異なるため、新市で統一するには、市の経費が増加します。	合併前	28,975	合併前	11,039	35,517
			統一後	64,492	統一後	11,039	
			増加額	35,517	増加額	0	
懸案事項の調整に必要な経費の計			合併前	163,856	合併前	113,810	425,148
			統一後	586,981	統一後	115,833	
			増加額	423,125	増加額	2,023	

① 以上の懸案事項(毎年必要なもの)を全て高い方に統一した場合、館林市の経費は4億2,312万5千円増加、板倉町の経費は202万3千円増加、合計4億2,514万8千円増加します。

② 町のみ平成30年度から防災ラジオを全世帯に無償配布する予定であり、新市で統一するには1回限りとなりますが、市を対象とした経費、約5億7,190万円が必要となります。

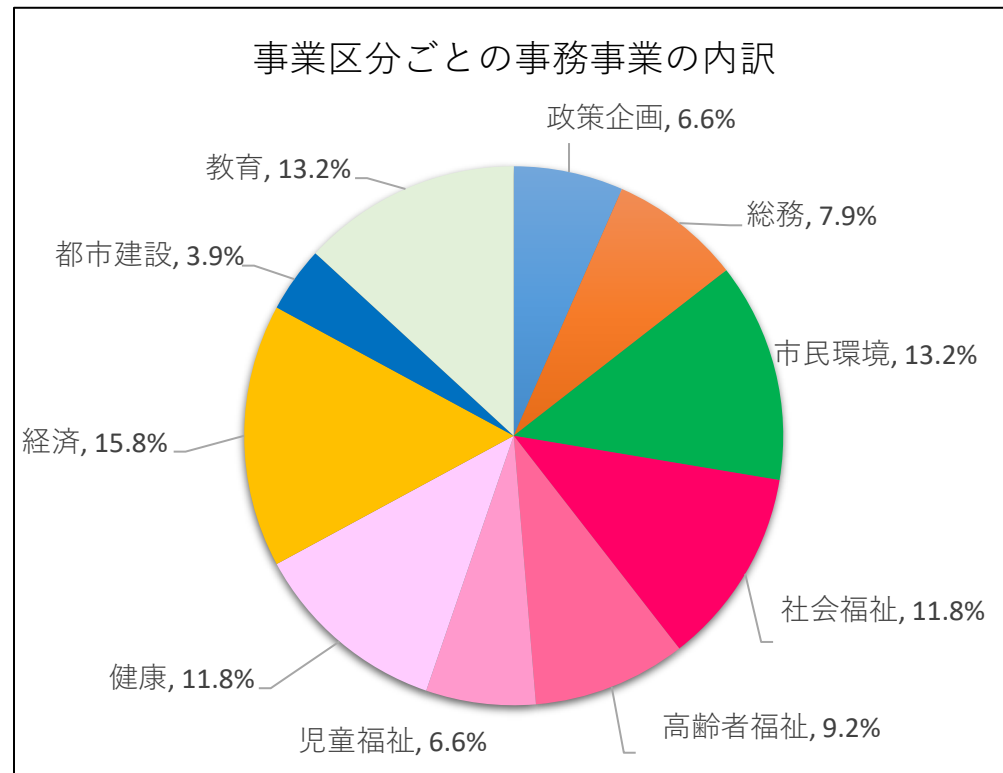
③ 町のみ加入している県市町村総合事務組合(退職手当の支給管理組合)について、1回限りとなりますが、市が新たに加入するには加入金約11億円、町が退会するには退会金約6億円が必要となります。

④ 行政区の役員手当(区長・副区長を除く)について、市では各行政区が区の運営経費の中から手当を支給していますが、町では会計・書記・総代・班長・代表区長に町から直接報償を支給しています。市では各行政区で役員が異なり、町に合わせた手当の額を試算することは困難ですが、統一(行政から直接支給)となれば新たな費用が発生します。(町の報償額約675万5千円)

市町いずれかが実施している事務事業（B・Cランク）

事業区分	館林市	板倉町	市町合計	
			事業数	割合
政策企画	2	3	5	6.6%
総務	2	4	6	7.9%
市民環境	9	1	10	13.2%
社会福祉	8	1	9	11.8%
高齢者福祉	7	0	7	9.2%
児童福祉	5	0	5	6.6%
健康	7	2	9	11.8%
経済	11	1	12	15.8%
都市建設	3	0	3	3.9%
教育	8	2	10	13.2%
合計	62	14	76	100.0%
構成比	81.6%	18.4%	100.0%	

保健福祉
30事業
39.5%



※平成29年度事務事業を集計している。

館林市のみ実施している事務事業（B・Cランク）

No	事務事業名	館林市の現況	板倉町の現況	事業 ランク	区分
1	くらしのこよみ（カレンダー）の発行	市の行事等を系統的に集積したカレンダーを製作し毎戸配布する	なし	C	政策企画
2	広告付き庁舎案内板の設置による情報発信	市役所1階の市民ホールに広告付き情報案内板を設置し、市政に関する各種情報を周知する	なし	C	政策企画
3	熱中症等かけこみ協力店	熱中症による発症者等の一時避難所として市内店舗に協力を依頼し、「熱中症等かけこみ協力の店」のPRシートを掲示する	なし	B	総務
4	切手類等の販売	市役所窓口において、切手、はがき、現金封筒、収入印紙、県証紙を販売する	なし	C	総務
5	特定非営利活動法人（NPO法人）の認証等事務	NPO法人の設立に関する相談や認証等の事務を行う	群馬県から権限が委譲されていない	B	市民環境
6	外国人相談窓口	市役所1階において、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語に対応できる相談員を配置する（第2・4火曜日、正午～午後3時）	なし	C	市民環境
7	暑さ対策事業	暑さ対策の一環として、暑さ対策モニュメント、気温表示機、館林駅前クールゾーンの設置のほか、熱中症予防啓発セミナー等を実施する	なし	C	市民環境
8	家庭用省エネナビ貸出事業	家庭内における消費電力を金額や二酸化炭素排出量に換算して表示する機器を無料で貸し出す（1人につき1台）	なし	C	市民環境
9	ブース出展型環境啓発	ふるさとづくり市民フェスティバル等において環境啓発ブースを出展し、市民の環境問題に対する意識向上を図る	なし	C	市民環境
10	環境情報紙の発行	環境情報紙「エコシティ」等を作成し、環境保全の理解や環境に関する知識や情報の発信を行う	なし	C	市民環境
11	たてばやし学校エコライフ活動	市内小中学校において環境教育が一層推進されるよう、情報提供や環境教育担当教諭を対象とした説明会等を行う	なし	C	市民環境

館林市のみ実施している事務事業（B・Cランク）

No	事務事業名	館林市の現況	板倉町の現況	事業 ランク	区分
12	個人所有地内のスズメバチ駆除処理業務	市民から要望があった場合に、個人所有地に発生したスズメバチの巣を無料で駆除処理する	なし	C	市民環境
13	廃タイヤ等回収事業	毎年11月に館林市環境保健委員協議会が主催して廃タイヤ等の有料回収を行う	なし	C	市民環境
14	社会福祉団体活動の推進（サンタクロース会）	経済困窮家庭への奨学金の供与、運動着の贈呈を行うサンタクロース会を支援する	なし	C	社会福祉
15	障がい児親子すこやか教室	障がい者（児）に対する心身機能の維持回復等の療育訓練を実施する	なし	C	社会福祉
16	点字広報の発行	視覚障がい者のために、市広報紙を点字で翻訳した点字広報を発行する（館林市社会福祉協議会に委託）	なし	C	社会福祉
17	発達障がい者支援事業	発達障がい者のライフステージに応じた支援体制を整備するため、療育指導者の育成、発達障がいの啓発等を実施する	なし	C	社会福祉
18	身体障がい者教養講座	視覚・聴覚障がい者が社会生活を営む上で必要な知識や動作を習得するための生活訓練講座を実施する	なし	C	社会福祉
19	心臓病児手術見舞金支給事業	心臓病児の保護者に対し、市民税または所得税の年額に応じて手術を受けた者1人につき5～10万円の見舞金を支給する	なし	B	社会福祉
20	口蓋裂児歯列矯正手術見舞金支給事業	口蓋裂児の保護者に対し、手術を受けた者1人につき5万円の見舞金をを支給する（1回限り）	なし	B	社会福祉
21	中国残留邦人等支援事業	中国残留邦人等に対し生活保護法の基準に準じて支援給付を行う	群馬県から権限が委譲されていない	C	社会福祉
22	養護老人ホーム自立生活支援短期入所事業	一時的に養護が必要な住民を養護老人ホームに短期入所させ、生活の安定を図る（1,700円/日、7日以内）	なし	B	高齢者福祉

館林市のみ実施している事務事業（B・Cランク）

No	事務事業名	館林市の現況	板倉町の現況	事業ランク	区分
23	ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付・貸与事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に電磁調理器、火災警報器等を貸与する	なし	C	高齢者福祉
24	ひとり暮らし高齢者等寝具乾燥殺菌事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、寝具の乾燥・殺菌サービスを行う(年3回・無料)	なし	B	高齢者福祉
25	在宅ねたきり高齢者等出張理・美容サービス事業	寝たきり状態の在宅の高齢者等に対し、出張理容又は美容のサービスを行う(利用券3,500円/回を年4枚まで交付)	なし	B	高齢者福祉
26	市民後見人養成事業	「たてばやし後見支援センター」を開設し、市民後見人の養成等を実施する(館林市社会福祉協議会に委託)	なし	C	高齢者福祉
27	認知症高齢者支援事業(任意事業)	認知症に関する普及啓発のための映画上映会、認知症高齢者見守り事業等を実施する	なし	B	高齢者福祉
28	高齢者住宅整備資金融資斡旋事業	高齢者と同居する世帯が住宅の改造及び改修を行う場合に、高齢者住宅整備資金の融資斡旋を行う(1件当たり融資限度額200万円)	なし	B	高齢者福祉
29	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により、家庭における養育が困難となった児童を児童福祉施設等で一定期間養育・保護する	なし	B	児童福祉
30	母子生活支援施設等の入所措置	配偶者のいない女子及びその子どもを保護する必要がある場合に、母子生活支援施設において保護する	群馬県から権限が委譲されていない	C	児童福祉
31	母子緊急一時保護事業	緊急に保護が必要な母子に対して、指定施設の利用の提供、必要な保護・相談及び援助など一時的な保護を行う	なし	C	児童福祉
32	子育て支援園庭開放事業	子育て家庭に対して市内全ての公私立保育園の園庭を開放し、子育て中の保護者と乳幼児の交流の場を提供する	なし	C	児童福祉
33	子育て支援活動事業	市内公私立保育園において、地域の子育て家庭を対象に子育て相談や地域活動を実施する	なし	B	児童福祉

館林市のみ実施している事務事業（B・Cランク）

No	事務事業名	館林市の現況	板倉町の現況	事業 ランク	区分
34	夜間急病診療所の管理運営	館林市夜間急病診療所の管理運営 診療科目：内科・小児科 診療日：月～土曜、午後7時～午後10時	なし	C	健康
35	「女性の健康手帳」交付事業	20歳～39歳の女性を対象に「女性の健康手帳」を交付し、住民自らの健康管理の意識付けを行う	なし	B	健康
36	機能訓練グループ支援事業	疾病、老化等により心身の機能維持訓練を継続している65歳以上の者を自主訓練グループとして登録し、血圧測定等の健康管理をサポートする	なし	C	健康
37	母子保健コーディネーター事業（利用者支援事業）	妊娠期から子育て支援期にわたるまで保健師や助産師等が子育て支援の情報提供や相談・助言等を行い、切れ目のない支援を実施する	なし	B	健康
38	産前産後サポーター派遣事業	妊婦又は産後4か月未満の産婦が体調不良等で家事を行うことが困難な場合に、産前産後サポーターを派遣して家事支援を行う	なし	B	健康
39	子育て支援モバイルサービス事業	「ぽんちゃんの予防接種☆子育てナビ」を運用し感染症情報や子育て情報を配信する	なし	C	健康
40	健康ダイヤル	「たてばやし健康ダイヤル」を開設し、健康、医療、介護、出産、育児、こころの健康に関する健康相談に対し、24時間、年中無休で対応する	なし	C	健康
41	工業関係研修講師派遣事業	工業技術取得研修を開催し人材育成を行うことにより企業の技術力の解消を図る	なし	C	経済
42	中小企業経営相談	館林商工会議所と連携して中小企業診断士や公認会計士を派遣し、中小企業の経営等のサポートを実施する	なし	C	経済
43	勤労者会館の管理運営	館林市勤労者会館の管理運営 開館時間：午前9時～午後10時 開館日：月～金曜（祝日、年末年始除く）	なし	C	経済
44	パートタイム職業相談室の運営	パートタイム労働の求職者への職業紹介及び求人企業の開拓を行う（館林市勤労青少年ホーム内に設置）	なし	B	経済

館林市のみ実施している事務事業（B・Cランク）

No	事務事業名	館林市の現況	板倉町の現況	事業 ランク	区分
45	勤労青少年ホームの管理運営	館林市勤労青少年ホームの管理運営 開館時間：午前9時～午後9時 休館日：年末年始	なし	B	経済
46	勤労青少年ホーム青年教養講座事業	勤労青少年のスキルアップ、余暇・レジャー等に関する講座を年3期に分けて実施する	なし	C	経済
47	勤労青少年ホーム若者キャリア支援事業	若年労働者や在学中でない無業状態の若者を対象に就職相談等を実施する(若者キャリア相談、出張サポートステーション)	なし	C	経済
48	商店店舗診断	中小企業診断士が商店の経営改善策を無料でアドバイスし経営改善を図る	なし	C	経済
49	下町駐車場及び大手町駐車場の管理運営	下町駐車場：30台(無料) 大手町駐車場：70台(無料)	なし	C	経済
50	買物弱者対策事業	買物アクセス困難地域に生鮮食料品の移動販売事業者を誘致したり、宅配サービス実施店を市ホームページ等で周知する	なし	C	経済
51	牛群能力検定事業	農家の乳用牛の能力検定を行う全農館林邑楽牛群能力検定組合に対して市が負担金を支払い、乳用牛の乳質・乳量の向上を支援する	なし	C	経済
52	記念樹交付	誕生者及び住宅新築者に苗木を無料配布し、一般家庭の緑化推進を図る	なし	C	都市建設
53	緑花ヘルパー制度	公共施設における樹木管理についての助言、指導、情報提供のほか、地域住民との協働による緑化等を推進する(1行政区当たり1人)	なし	C	都市建設
54	水洗便所改造資金貸付金	公共下水道処理区域内等において既設の便所を水洗式に改造するために要する資金を50万円の範囲内で貸与する	なし	C	都市建設
55	ふるさとづくり市民フェスティバル	市内で開催されている市民の学習活動を公開するとともに、新しいふれあいや交流を通じて、学習意欲と連帯意識を高め、生涯学習の一層の振興を図る	なし	B	教育

館林市のみ実施している事務事業（B・Cランク）

No	事務事業名	館林市の現況	板倉町の現況	事業 ランク	区分
56	青少年指導者養成講座	高校生以上を対象に、青少年の指導者の育成を図るための養成講座を実施する	なし	C	教育
57	インリーダー養成研修会	小学4・5年生を対象に、子どものリーダーとしての資質向上を図るために研修会を実施する	なし	C	教育
58	青少年カウンセリング入門講座	青少年問題や家庭教育に対する理解を深め、カウンセリングの基本的な理論と技法を習得するための講座を開催する	なし	C	教育
59	青少年補導員による街頭補導活動	「声かけ」による補導活動を通して、地域社会に非行防止の意識を浸透させ、少年の非行を未然に防ぐ	なし	C	教育
60	図書館サービス（弱者支援）	図書館に自力で来館できない方へ配本サービスや図書館ボランティアの会との連携による配本を実施	なし	B	教育
61	図書館サービス（貸出文庫運営）	保育園、幼稚園、公民館等への定期的に本の貸し出しを行う（2～3か月に1回、本を入れ替える）	なし	B	教育
62	向井千秋記念子ども科学館の管理運営	向井千秋記念子ども科学館の管理運営 開館時間：午前9時～午後5時 入館料：高校生以上320円、子ども無料	なし	B	教育

板倉町のみ実施している事務事業（B・Cランク）

No	事務事業名	館林市の現況	板倉町の現況	事業 ランク	区分
1	テレホンサービスに関すること	なし	テレホンサービスを活用して住民へ緊急情報を伝達する	C	政策企画
2	行政懇談会	なし	年1回程度、全町民を対象に懇談会を開催し、町政への理解を図るとともに町民の声を聴き町政に反映する	C	政策企画
3	関東どまんなかサミット会議	なし	構成市町間で公の施設の相互利用、災害発生時の相互応援を実施する	C	政策企画
4	町営駐車場の管理運営	なし	板倉町営駐車場(板倉東洋大学前駅) ・定期利用：198区画 ・一般利用：124台(500円/日)	B	総務
5	消防後援会に関すること	なし	各世帯から協賛金200円を募集し、歳末特別警戒の激励、消防団員家族等に対する慰安を行う	C	総務
6	飯野地区水防拠点施設整備事業	なし	飯野地区小規模避難地水防拠点として、一時避難場所スペース、水防活動スペース等を整備する	B	総務
7	要援護者避難支援プランの策定	なし	高齢者や障害者などの災害時要援護者の「避難支援プラン」を定期的に策定する	B	総務
8	粗大ごみ有料収集事業	なし	粗大ごみの処理施設への収集運搬を有料で実施する（大きさに応じて500～1,500円）	B	市民環境
9	障害児（者）緊急一時保護事業	なし	介護者の急な不在時に障がい者等を一時的に保護する	C	社会福祉
10	中学生と赤ちゃんのふれあい教室	なし	中学校で妊婦疑似体験等を行い命を大切にする気持ちを育む	C	健康
11	幼児歯科保健事業	なし	保育園や幼稚園に出向き、はみがき講話、ブラッシング練習等を実施するほか、フッ素洗口の指導を行う	C	健康

板倉町のみ実施している事務事業（B・Cランク）

No	事務事業名	館林市の現況	板倉町の現況	事業 ランク	区分
12	農産物直売所の運営	なし	農産物直売所「健康の郷 季楽里」及び食事処「季楽里」を運営する	B	経済
13	天神池公園キャンプ場	なし	通年を通して青少年育成団体、育成会、行政区等の野外活動の場として活用する（トイレ、炊事場、グランドゴルフ場等）	C	教育
14	わたらせ自然館の管理運営	なし	わたらせ自然館の管理運営 開館時間：午前9時～午後4時30分 休館日：月・火曜日、祝日の翌日、年末年始	B	教育

両市町における基金及び債務の状況について（平成30年度末見込額）

合併協定項目		5 財産及び債務の取扱い		関係項目	
現				況	
館 林 市				板 倉 町	
1 基金				1 基金	
基金名		平成 28 年度末 現在高	平成 30 年度末 現在高見込額	基金名	
財政調整基金		2,125,086,000 円	1,086,066,000 円	財政調整基金	
減債基金		389,802,211 円	31,914,399 円	減債基金	
職員退職手当基金		74,731,000 円	54,747,000 円	—	
—		—	—	—	
公共施設建設基金		109,777,000 円	69,814,000 円	罹災救助基金	
—		—	—	公共施設等整備維持基金	
土地開発基金	現金	188,263,515 円	193,250,802 円	庁舎等建設基金	
	土地	27,970.10 m ²	27,701.10 m ²	土地開発基金	
ふるさとパートナー基金		142,036,863 円	174,872,014 円	現金	23,213,498 円
—		—	—	—	
地域福祉基金		17,269,644 円	23,339,749 円	ふるさとづくり事業基金	
地域環境基金		21,758,596 円	25,869,542 円	福祉基金	
金券基金		42,960,000 円	44,350,000 円	—	
—		—	—	—	
奨学基金	現金	6,860,001 円	12,840,001 円	奨学基金	
	—	—	—	現金	75,312,023 円
芸術鑑賞事業基金		5,000,000 円	5,000,000 円	貸付金	106,295,000 円
国民健康保険基金		8,987 円	70,000,000 円	—	
介護給付費準備基金		207,085,013 円	225,208,149 円	国民健康保険基金	
—		—	—	介護保険基金	
計	現金	3,330,638,830 円	2,017,271,656 円	計	
	土地	27,970.10 m ²	27,701.10 m ²	現金	3,323,269,875 円
—		—	—	貸付金	106,295,000 円

現			況		
館 林 市			板 倉 町		
※金券基金の平成 30 年度末現在高見込額の欄の数字は、平成 30 年度当初現在高で、平成 29 年度の歳計剰余金を含む額である。					
2 債務（地方債）			2 債務（地方債）		
会計区分	平成 28 年度末 現在高	平成 30 年度末 現在高見込額	会計区分	平成 28 年度末 現在高	平成 30 年度末 現在高見込額
一般会計	25,349,884 千円	25,817,582 千円	一般会計	3,888,818 千円	4,626,899 千円
普通債	8,734,690 千円	9,031,378 千円	普通債	802,904 千円	1,521,699 千円
減税補てん債	467,141 千円	276,832 千円	減税補てん債	69,995 千円	41,082 千円
臨時税収補てん債	29,573 千円	—	臨時税収補てん債	5,094 千円	0 千円
臨時財政対策債	13,044,880 千円	13,797,372 千円	臨時財政対策債	3,010,825 千円	3,064,118 千円
第三セクター等改 革推進債	3,073,600 千円	2,712,000 千円	第三セクター等改 革推進債	—	—
下水道事業特別会計	7,351,156 千円	6,757,973 千円	下水道事業特別会計	854,598 千円	698,142 千円
普通債	7,351,156 千円	6,757,973 千円	普通債	854,598 千円	698,142 千円
農業集落排水事業特別 会計	286,641 千円	246,081 千円	農業集落排水事業特別 会計	—	—
普通債	286,641 千円	246,081 千円			
計	32,987,681 千円	32,821,636 千円	計	4,743,416 千円	5,325,041 千円

寄せられたお問合せと事務局からの回答について

1 期間

平成30年1月11日から平成30年4月25日まで

2 お問合せ数及び方法

2件（メール）

お問合せ番号28

【お問合せ日：平成30年2月21日、方法：メール、お住まい：館林市】

各会の議事録ですが、次の会が開催されるまでにはHPへ掲載して頂きたいと思っています。傍聴するときに欠席した前回の会の審議の状況が判らず、困ります。

第11回の協議会を受けての意見を述べます。

1. 基金・債務について

意見に有った通り、ただ調整方針の認定（議決）だけでは、合併協議会が表面的な審議に見えてしまいます。1つには、事務局としてどこを（何を）審議してもらうのか、内容にも踏み込んだ提案が欲しいこと、1つは、委員自身が何をポイントに審議すべきか、自分（立場として）はどう考えるか（考えるべきか）を持ち寄って協議会に臨むことが必要なのだと思います。

基金・債務のことでは、

- ・金額の大きい項目
- ・市に有り町に無い（あるいは逆）項目
- ・事務局として注目して欲しい項目

について、基金の内容、今後の推移予測を提示し審議を有益なものに導くことが求められると思います。

2. 公共的団体等の取扱いについて

それぞれの団体の性格にもよると思いますが、各団体どうしの話し合い、調整にゆだねることが基本ではないでしょうか。従って、「…専門部会の働きかけによる市、町の各団体間の協議を重ねることで…」を調整方針に付け加えたらと思います。

3. 行政区運営等について

「行政区運営」、「行政区への助成金等」、「区長協議会運営」は、密接な関係があり一括で連動させて検討されるべきものと思いますし、協議会での意見にもあったとおり、新市になって2年以内とした場合かえって調整が難しいものもあると思えます。また、この3月末で区長の任期が切れ4月より新たなメンバーになりますので、その後の体制の下で検討されるべきと思います。

- ・行政区運営の目的
- ・行政区（区長）の役割（職務、活動、委嘱の範囲）
- ・行政区の役員の範囲（新市からの委託料〔報償〕の範囲）及び金額
- ・行政区への助成金
- ・行政区の将来像〔自治会制度移行への展望〕
- ・区長協議会運営

等について、行政の意向もあるでしょうが、本来自主的なものであるべきでしょうから「…平成30年4月以降に（仮称）「新市行政区の在り方検討会」等を設立し、協議を重ねることで…」を調整方針に付け加えたらと思います。

事務局からの回答

この度は、第11回合併協議会で協議された内容等に関する貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

まず、会議録につきましては専門の業者へ委託し、納品後に事務局にて点検を行い、その後、会議録署名人の確認・署名をいただくなど、概ね1か月の期間が必要となっております。できる限り早くホームページで公開できるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「基金・債務」、「行政区運営等」の調整方針に関しましては、委員各位から様々なご意見をいただいております。今回メールでいただきました内容も含めまして、専門部会及び幹事会で再度検討してまいりたいと考えております。

なお、「公共的団体等の取扱い」につきましては、合併が確定した段階で各団体間の協議が前提となることは間違いありません。この場合において各団体に関係のある担当部署は、必要な支援を行っていくものと考えております。

お問合せ番号29

【お問合せ日：平成30年4月20日、方法：メール、お住まい：館林市】

第10回合併協議会の内容ですが、【合併協定項目23-3】広聴広報関係事業については、継続審議となりましたが、議論の中で、「広報紙の発行回数を増やすと、高齢化に伴い配布をする人が居ないので考え直したら」という意見が有り継続審議となりました。確かに配布の負担については、検討すべき点があると思いますが、一方配布する際に独居高齢者の見守り（その時に声掛け、会話も大事）にもなっていたり、住民間のコミュニケーションアップともなっている面があります。もし、配布を外部に頼んだりすると、見守り等の活動を別途作らなければなりませんし、回数が減ることもその面ではマイナスとなります。そもそも担い手の問題は、新市の市民として考えなければならない大きな問題（課題）と思いますので、広報配布とは別項目として検討、対応が必要な事と考えます。

事務局からの回答

この度は、第10回合併協議会で協議された内容等に関する貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

ご指摘いただきました広報紙の発行回数につきましては、委員各位よりご意見をいただいているため、専門部会及び幹事会で再検討しております。この度いただきましたご意見は、合併協議会委員の皆様並びに所管課に報告させていただきますので、ご理解をよろしく申し上げます。